

平成28(2016)年度 「認定こども園 上甲子園幼稚園」 入園要項

① 募集人員

学年	園児の生年月日	1号認定	2号認定	3号認定	認定なし	合計
2歳児 (満3歳児)	平成25(2013)年4月2日～ 平成26(2014)年4月1日まで	—	—	2名	10名	12名
3歳児	平成24(2012)年4月2日～ 平成25(2013)年4月1日まで	56名	2名	—	—	58名
4歳児	平成23(2011)年4月2日～ 平成24(2012)年4月1日まで	約30名	5名	—	—	35名
5歳児	平成22(2010)年4月2日～ 平成23(2011)年4月1日まで	若干名	若干名	—	—	若干名

② 願書受付 10月1日(木) 本園で下記の枠別時間帯に、入園手続きを行ってください。

1. 優先枠①:卒園児・在園児弟妹及び「わくわく幼稚園」在籍児対象: 午前8時から9時まで
2. 優先枠②:近隣地区徒歩通園者対象: 午前10時から10時15分まで
尚、近隣地区とは、中島町・天道町・二見町・甲子園口北町・甲子園口1～6丁目・戸崎町・
上甲子園1～3丁目・甲子園一番町・甲子園二番町・小曾根町1丁目を指します。
3. 一般枠③:バス利用者など対象: 午前11時から11時15分まで

注: 受付当日までは、ご近所迷惑となりますので、並ばない様ご協力をお願いします。

③ 出願手続き 指定願書と1号認定用支給認定申請書、同意書に記入・押印の上、入園料(入園受入準備金、教育・保育・環境充実費 50,000円)・施設整備協力金(30,000円)を添えて、お申し込みください。

- 1号認定: 夫婦のどちらか一方が就労している、あるいは、短時間の就労の世帯。お子さまが満3歳以上で、教育を希望される場合。
- 2号認定: 夫婦のどちらも就労している、または、ひとり親家庭。お子さまが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合。
- 3号認定: 夫婦のどちらも就労している、または、ひとり親家庭。お子さまが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合。

☆ 1号認定児 : 園を通じ、1号認定申請書類をお渡しします。10月1日、園で受付。

☆ 2・3号認定児 : 11月頃に、市役所で入園申込をして下さい。入園申込書の第1希望欄には、「上甲子園幼稚園」と記入し、認定申請の手続きをしてください。

【他市(西宮市以外)より入園する場合】

居住地の市・町に申請する必要があります。詳細は居住地の市・町にお問い合わせください。

注1:入園後、1号認定から2号認定への変更は、定員の都合上、お受けできないことがあります。

注2:原則として、願書提出後の、入園料(入園受入準備金、教育・保育・環境充実費)・施設整備協力金の返還は認めていませんが、転勤による転居で通園が出来なくなった場合のみ、証明書提出に限り施設整備協力金(30,000円)のみ返金致します。

④ 選抜方法

優先枠①は、順次受付。但し、定員枠を超える場合は抽選となります。

優先枠②・一般枠③は、定員までを抽選と致します。

※面接日：10月3日(土) 詳細は別途通知いたします。

⑤ 園概要

建 物…鉄骨造4階建1棟(平成25年築)、鉄骨造3階建1棟(平成15年築)

設 備…全館新耐震基準に基づいた園舎、冷暖房完備、給食設備完備

保 育 時 間…1号認定 午前9時20分から午後2時(水曜日は正午まで)

2・3号認定 短時間 午前8時から午後4時(8時間)

2・3号認定 標準時間 午前7時から午後6時(11時間)

土曜日は希望者のみとなります。(有料。日・祝日は休園)

※知能開発(SI遊び)モデル幼稚園の指定園(教材使用)

外 部 講 師…専任講師による絵画・音楽及び体育の定期的指導

給 食…毎週、月・火・木・金(週4回の完全調理給食)(1号認定児)

課 外…課外レッスンとして、学研プレイルーム・音楽・体育・書道・美術教室など。

子育て支援…在宅児及び未就園児を対象にした「わくわく幼稚園」開設。

そ の 他…本園の保護者会教育研究機関として、親子学級を併設。

⑥ 保育日及び保育時間

《保育日》

- ・月曜日～金曜日、土曜日(有料、希望者のみ)(日曜、祝日は休み)
- ・第1学期…4月8日前後～7月20日前後(夏休み…7月20日前後～8月31日)
- ・夏季保育…8月下旬に4日間
- ・第2学期…9月1日～12月20日前後(冬休み…12月21日～1月7日前後)
- ・第3学期…1月8日～3月19日前後(春休み…3月20日～4月7日前後)
- ・長期休み期間中も預かり保育を実施しています。(盆・年末・年始を除く)

《保育時間》

- ・1号認定児…………… 9:20～14:00 (4月は9:20～12:00)
- ・2・3号認定児 短時間(8時間)…………… 8:00～16:00
- ・2・3号認定児 標準時間(11時間)…………… 7:00～18:00

⑦ 預かり保育

(料金については、平成27年度実施分に準じる予定です。)

※ご希望の方は園児をお預かりいたします。

※平日や土曜日(休園日)に、午後6時までの特別延長託児と、日曜や盆・年末年始を除く、毎日午前7時から午後7時までの拡大コースも開設しています。

但し、いずれも定員40名まで。

- ・開園時間…………… 7:00～19:00 まで
- ・1号認定児…………… 7:00～8:15 / 14:00～19:00 (有料)
- ・2・3号認定短時間児…………… 7:00～8:00 / 16:00～19:00 (有料)
- ・2・3号認定標準時間児…………… 18:00～19:00 (有料)

⑧ 入園時諸経費

1. 入園料(入園受入準備金、教育・保育・環境充実費) 50,000 円 (入園時のみ)
2. 施設整備協力金(入園時及び進級時) 30,000 円/年
3. 制服代等、約 27,000 円(2 月下旬代金引換)
4. 新学期用品代、約 10,000 円(2 月下旬代金引換)
5. バス後援費 (希望者のみ、申込時) 5,000 円/年

⑨ 毎月納入金

※保育料については所得に応じて、居住する市が定めます。

※認定なしの園児……保育料は、23,000 円/月です。

※1号認定については、「私立幼稚園就園奨励助成金制度」を考慮しての保育料設定となりますので、平成 27 年度からは市の助成はありません。

《1号認定》市が定める上限保育料 (平成27年度の場合)

階層区分	世帯の推定年収	保育料(第1子の場合)
生活保護世帯	—	0円
市民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	—	0円
市民税非課税世帯 (その他)	～ 270 万円	2, 500円
市民税所得割課税額 59, 500円以下	～ 310 万円	5, 200円
市民税所得割課税額 77, 100円以下	～ 360 万円	9, 800円
市民税所得割課税額 144, 900円以下	～ 520 万円	16, 000円
市民税所得割課税額 211, 200円以下	～ 680 万円	20, 500円
市民税所得割課税額 377, 100円以下	～ 1,020 万円	22, 000円
市民税所得割課税額 377, 101円以上	1,021 万円 ～	23, 400円

* 保護者負担軽減により、年少から小学校 3 年生の範囲において、

第 2 子は半額、第 3 子以降については 0円となります。

* 上記利用者負担は、1号認定児教育時間の利用者負担額です。

[月々1号認定児納入金]

☆保育料 上記の表を参照し、市が所得に応じて設定した額

☆給食費 3,500 円/月 (年間で 120 食の給食費を 12 ヶ月で割っています。)

☆教育活動費 2,500 円/月 (特色保育として外部講師費、行事、教材、絵本代等)

- ☆送迎バス …………… 申込時後援費(保険代他)5,000 円/年 3,500 円/月 利用者のみ
- ☆独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」掛け金 …… 200 円/年 (保護者負担金)
- ☆遠足代 …………… 都度、別途実費徴収
- ☆保護者会費 …………… 300 円/月 (平成 27 年度の場合)※保護者会費は毎年保護者会総会で決定されます。

* 上記の保育料・給食費・教育活動費は、ゆうちょ銀行にて、自動振替で毎月納入していただきます。

《2号認定:満3歳以上対象》《3号認定:満3歳未満》市が定める上限保育料 (平成27年度の場合)

階層区分	推定年収	2号認定		3号認定	
		保育標準時間 (11 時間)	保育短時間 (8 時間)	保育標準時間 (11 時間)	保育短時間 (8 時間)
生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	~260万円	0 円	0 円	0 円	0 円
所得税非課税世帯 (上記以外の世帯)	~260万円	3,000円	3,000円	4,500円	4,500円
市民税所得割課税額 48,600円未満	~330万円	8,800円	8,700円	10,400円	10,300円
市民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	~470万円	14,800円	14,600円	16,500円	16,300円
		21,600円	21,300円	24,000円	23,700円
市民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	~640万円	30,800円	30,400円	35,600円	35,100円
		33,800円	33,300円	39,100円	38,600円
市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	~930万円	35,400円	34,900円	51,700円	50,900円
		37,300円	36,700円	56,200円	55,400円
市民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	~1,130 万円	38,100円	37,500円	69,800円	68,800円
市民税所得割課税額 397,000円以上	1,130 万円~	41,000円	40,400円	84,400円	83,100円

※上記表 保育標準時間:11 時間 保育短時間:8 時間 の保育時間です。

※上記表 保護者負担額には、副食費が含まれています。

* 同じ世帯から、就学前児童までの範囲において、保育所や幼稚園などに通っている場合、最年長の子どもから順に、2人目の園児は上記の半額、3人目以降については0円とする。

[月々2・3号認定児納入金]

- ☆保育料 …………… 上記の表を参照し、市が所得に応じて設定した額
- ☆給食費(2号認定のみ) …… 2,000 円/月
※副食費は保育料に含まれています。給食は、月~金曜日の週5回。
- ☆教育活動費 …………… 2,500 円/月 (特色保育として外部講師費、行事、教材、絵本代等)
- ☆送迎バス …………… 申込時後援費(保険代他)5,000 円/年 3,500 円/月 利用者のみ
- ☆独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」掛け金 …… 200 円/年 (保護者負担金)
- ☆遠足代 …………… 都度、別途実費徴収
- ☆保護者会費 …………… 300 円/月 (平成 27 年度の場合)※保護者会費は毎年保護者会総会で決定されます。

* 上記の保育料・給食費・教育活動費は、ゆうちょ銀行にて、自動振替で毎月納入していただきます。